

## 第19 排煙設備

排煙設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準		
排煙機及び給気機	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。 b 建築物の堅固な部分に確実に固定されていること。		
	構 造 ・ 材 質		排煙機及び給気機の構造及び材質は、耐熱性を有するものであること。		
	性 能		排煙機及び給気機は、排煙区画等及び風道の容積に応じた排煙及び給気量を有するものであること。		
	電 動 機 等 と の 連 結		電動機等との連結は、排煙機及び給気機の機能低下のおそれのない構造であること。		
電 動 機 等	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ベッド等へ堅固に取り付けられていること。		
	接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。		
	配 線		配線は電気工作物に係る規定によらず適正にされていること。		
	潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。		
回 転	羽 根 等	目視により確認する。	回転羽根等に変形、損傷等がなく回転が正常であること。		
制 御 装 置 等	設 置 場 所	目視により確認する。	火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。		
	制 御 盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路の事故等による影響を受けないような措置が講じてあること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。		
	予 備 品 等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。		
	接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。		
	機 能 等		a 排煙機及び給気機を有効に作動できるものであること。 b 防災センター等に設けるものにあつては、自動手動切替装置が設けられていること。 c 操作回路の配線は、所定の耐熱性能を有するものであること。		
起 動 装 置	自動起動装置	感知器又は閉鎖型スプリンクラーヘッド	設置場所等	目視により確認する。	a 煙又は熱を有効に感知できる場所に設けてあること。 b 感知器は、自動火災報知器試験基準の感知器の基準に準じて確認すること。 c 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、スプリンクラー設備試験基準のスプリンクラーヘッドの基準に準じて確認すること。
			構 造 等		a 検定品であること。

	手動起動装置	設置場所等 操作部等 表示	目視により確認する。	<p>b 変形、損傷等がないこと。</p> <p>a 火災時に容易に操作できる場所に設けてあること。 b 当該防煙区画内を見とることができる場所に設けてあること。</p> <p>a 所定の位置に設けてあること。 b 確実に操作できる構造のものであること。</p> <p>操作部直近の見やすい箇所に、手動起動装置である旨及び、使用方法を明示した表示が設けられていること。</p>
排煙口等	防煙区画	区画構成	目視により確認する。	設計どおりであること。
		構造		区画の構造は不燃材料となっていること。
規模		所定の面積以内であること。		
可動防煙壁		周囲に障害となるものがなく、適正な位置及び構造となっていること。		
	排煙口	設置位置等	目視により確認する。	防煙区画内ごとに規定の距離以内であり、かつ、区画内の煙を有効に排出できる位置に設けられていること。
周囲の状況		周囲に排煙上の障害となる物がないこと。		
風道との接続		風道とは、確実に接続されていること。		
構造等		<p>a 防煙区画内の煙を有効に排出できる開口面積を有していること。 b 排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれがないこと。 c 排煙時以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。 d 耐熱性を有する不燃材料で造られていること。 e 自然排煙口にあつては、防煙区画に適正な大きさであること。</p>		
給気口等	設置位置等	設置位置等	目視により確認する。	<p>a 消防隊の活動拠点ごとに設けてあること。 b 床又は壁の所定の位置に設けてあること。</p>
		周囲の状況		周囲に給気上の障害となる物がないこと。
		風道との接続		風道とは、確実に接続されていること。
		構造等		<p>a 給気に伴い生じる気流により閉鎖するおそれがないこと。 b 給気時以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な機密性を保持できるものであること。</p>
風道	設置場所等	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 火災の際延焼のおそれのない位置に設けられていること。 b 可燃物等が接触するおそれがある場合は、延焼防止上適切な処置が講じられていること。</p>
		構造		<p>a 風道が防煙壁を貫通している場合は、排煙上支障にならない処置が講じられてあること。 b 不燃材料で造られ、接続部は確実に固定されていること。 c 風道の断面は、排煙量に応じた適正なものであること。</p>

	防火区画の貫通部分		耐火構造の壁又は床を貫通する箇所は、不燃材料で確実に埋めもどしが施してあること。
	ダンパー		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 外部から容易に開閉できるものであり、点検が容易にできる箇所に点検口が設けられていること。</li> <li>b 不燃材料で造られ、温度が著しく上昇したとき以外は閉鎖しないものであること。</li> <li>c 消防活動拠点に設ける風道のダンパーには、自動閉鎖装置が設けられていないこと。</li> </ul>
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 専用回路となっており、排煙設備専用である旨の表示が適正にされていること。</li> <li>b 電源の容量が適正であること。</li> </ul>
	非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
耐 震 措 置		目視により確認する。	風道、排煙機、給気機及び非常電源には地震動等により変形、損傷等が生じないような処置がされていること。

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
自 動 起 動 装 置 作 動 試 験	排煙区画ごとの排煙口に連動する感知器又はスプリンクラーヘッドを作動させ、排煙機又は給気機の作動並びに排煙口又は、給気口の状態が適正であるかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器又はスプリンクラーヘッドの作動が確実であること。</li> <li>b 排煙機又は給気機は、排煙口又は給気口の開放と連動して自動的に作動すること。</li> <li>c 排煙機は、防煙区画の区分に応じて適正な排煙量を有していること。</li> <li>d 給気機は、消火活動上必要な空気を供給していること。</li> <li>e 排煙機又は給気機には異常音がないこと。</li> <li>f 回転羽の回転の回転方向が適正で、回転が円滑であること。</li> <li>g 風道等は、空気漏れがなく十分な風量を有していること。</li> </ul>
手 動 起 動 装 置 作 動 試 験	手動起動装置のレバー等进行操作し、排煙口又は給気口を開放させ、排煙機又は、給気機が作動するか、遠隔操作方法の場合は、防災センター等からの操作により作動するかどうかを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 手動操作により確実に作動すること。</li> <li>b 排煙機又は給気機は、排煙口又は給気口の開放と連動して自動的に作動すること。</li> <li>c 遠隔操作により確実に作動すること。</li> </ul>